

独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き

学校管理下（部活動・大会）・授業中・休憩時間・通学路における登下校中にけがをし、医療機関で治療を受けた場合、同センターより治療費の給付が受けられます。ただし、療養に関する費用が5000円未満（本人負担額が1500円未満）の場合は給付の対象になりません。

【連絡手続きの方法】

被災生徒 → 部活顧問・担任 → 養護教諭 → センター

スポーツ振興センター申請調書

* 該当する番号に○をつけ、ていねいに記入する。状況を記入する際は、簡潔にわかりやすくまとめる。

速やかに提出すること。

受付 令和 年 月 日

ふりがな		ふりがな	
氏名		保護者名	
学年	年 組 番	生年月日	平成 年 月 日 歳
事故の発生地	(1) 校舎内 ①教室 ②体育館 ③武道館 ④その他() (2) 校舎外 ①グラウンド ②校庭 ③その他() (3) 学校外 (場所名)		
状況	(1) 体育の授業中(種目名) (2) その他の授業() (3) 部活中(部活動名) (4) 行事() (5) その他()		
	★発生日★ 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
状況	＜例＞サッカーの練習中、ボールの奪い合いとなりキックをしようとした際相手の足に勢いよくぶつかり転倒した。その時右手を地面についたが支えきれず、手首をねじりながら転倒してしまった。その際「右手首捻挫」したものである。		
事故の発生後	(1) 保健室で手当をした。 (2) 何もせず帰宅した。 (3) 当日、医者へ行った。 (4) 後日、医者へ行った。		
病院名			
公費負担医療制度	(1) 未使用		
	(2) 使用 自己負担額 円 * 使用した制度 ①ひとり親 ②こども医療助成 ③障害者総合支援法 ④その他 ()		
入院期間	令和 年 月 日～ 月 日まで (日間)		部活動顧問 印
			学級担任 印